公

福

目 次

○地籍調査に関する事業計画を定めた件 ○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件

○県営土地改良事業の異種目換地指定の件

○農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により 認可した件

示

○公募型プロポーザル方式により契約の見積人を選定する件

茳

五

福島県告示第三百九十八号

公印を次のように改刻し、平成二十九年六月一日その使用を開始する。 平成二十九年五月二十六日

福島県知事 内 堀 雅

雄

書用

福島県知事印

(横書き文

示

○公印を改刻しその使用を開始する件

報

○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があっ

元

書用

福島県知事印

(横書き文

型 玉 玉 玉

10の2 書用) 福島県知事印

(横書き文

書法務課長

総務部文書管財総室文

(文書法務課)

福島県告示第三百九十九号

模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十九年五大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規 福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報政策課 月二十六日から同年九月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、

職印

番

号

公 印 0)

名 称

印

影

公 印 管

理 者

福島県知事印

(横書き文

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

市民情報室に備え置いて縦覧に供する。 平成二十九年五月二十六日

292

福島県知事 内 堀 雅 雄

大規模小売店舗の名称及び所在地

曽根田ショッピングセンター 福島県福島市曽根田町十二番地

変更した事項

1 者の氏名 (変更前) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表 別紙書面のとおり

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあ (変更後)別紙書面のとおり

2

ては代表者の氏名 (変更前) 別紙書面のとおり

別紙書面のとおり 変更した年月日

(変更後) 別紙書面のとおり

報

 \equiv

平成二十九年五月九日 届出年月日

四

届出をした者 株式会社福島まちづくりセンター

県

<u>Б</u>.

「別紙書面」は、 省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百号

福

島

商工部商工課に備え置いて縦覧に供する くり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光 九年五月二十六日から同年六月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづ 項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下 「法」という。) 第八条第

-成二十九年五月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

岩瀬郡天栄村

広戸第二五

湯本第一

四

同

同

南会津郡下郷町

枝松第三

ほ

同

郡南会津町

永田第五

永田:

第六

同

法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)ヨークベニマル会津城西町店 福島県会津若松市城西町六番

がら万全の対策を実施し、最大限の交通安全への配慮や交通渋滞等の解消に積極的 に努めること。 来店及び退店車両の誘導方法、経路等については、関係機関との協議を継続しな

2 生した場合には、 出店後においても、周辺地域の生活環境保全に関する苦情や要望などの問題が発 速やかに誠意ある対応を行うこと

河沼郡湯川村

米丸

森台

同

同

耶麻郡北塩原村

大塩第八

福島県告示第四百一号

十九年度における地籍調査に関する事業計画を次のとおり定めた。国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条の三第二項の規定により、 平成

福島県知事

内 堀 雅

雄

平成二十九年五月二十六日

伊達市	喜多方市	須賀川市	白河市	いわき市	郡山市	会津若松市	福島市	調査を行う者の名称
梁川第一四 梁川第一三	小舟寺第二	滝第五	石切場	上永井F 大平G	笹川第三 石莚第三 石莚第二	花春町第四	大波第一一 大波第一〇	調查地域
同	同	同	同	同	间	同	甲成三○年三月三一	調査期間

(商業まちづくり課)

平成29年5月26日 金曜日	福	島	県	報	第2902号
----------------	---	---	---	---	--------

														_										
大田元気ファー 株式会社 穂	罗原工		佐腐		リスラテ	株式会士フエ	氏名又は名称	賃借権の設	農用地利用配分計		平成二十九年五	の規定により、農用	農地中間管理事業 福島県告示第四百三		同市鹿島区北右	南目馬方鹿島区南毎土地の表示	平成二十九年五	る換地計画において	第五十三条の二第一	土地改良法(昭和	福号景告示第四号二		東白川郡塙町	大沼郡会津美里町
三二—三 福島市松川町字脇原	一二—三	畐毒片大支字尺三勺	二—一五 福島市町廃坜字房中		五—一七	畐昜뉟上凸字折木二	住所又は所在地	借権の設定等を受ける者	計画の概要	Î D	月二十六日	地利用配分計画を次の	農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)福島県告示第四百三号		田字稲荷田七八番地一	南目馬市電島区南毎82字四田一一二番也一土地の表示	月二十六日	る換地計画において非農用地区域内に換地を定める土地として指定した。	項の規定により、次の	二十四年法律第百九十	号 		川上七川上八	福永第二
筆 福島市松川町字上本西五八	有見可プショニ屋は	国号方人女子上至	か一筆が一筆をおります。	ゴロもコンドニンドスト	筆 有	畐昜庁安太子会で	賃借料の言気	重性目症)の文字		福島県知事		とおり認可した。	平成二十五年法律第五		-	一、〇八地積	Î	を定める土地として比	土地を県営区画整理専	五号)第八十九条の二				蕎麦ノ目
本西五八―一ほか十	# ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## #		木野房匹――――に	- - -	業本一プほカロコー	まり	賃借杯の言気等を受ける出地	年に受けるに出		事内堀雅雄			日一号)第十八条第一項		六三八のうち五〇〇	〇〇三のうち五〇〇地積(平方メートル) 現事 内 堀 雅 雄		恒定した。	争業右田・海老地区に気	一第三項で準用する同は		(農村計画課)	同	同
													- 円							仏				
あさか野	グリサービス 有限会社 ア		渡辺雅弘		遠藤幸一	門	遊佐 利右衞	佐腐			佐藤 幹彦		株式会社 カ		佐藤洋一	佐藤正吉			黒澤 喜久夫		加藤 勇治		長南昭一	<u>ــــ</u>
	- 野二六 - 郡山市日和田町字北	1	本宮市青田字寄松三	五 二 二	本宮市青田字古舘二	八	福島市笹谷字西小楢	四六 福島市笹谷学伊之内	ゴロラコンドントラ ムノ・コ	六三	福島市笹谷字塗谷地		一二—一 福島市大笹生字横堀		三〇 福島市方木田字赤沢	二十二 福島市鎌田字船前一		<u></u>	福島市大森字高畑一		福島市荒井字目増二	Į Į	古桟川四四 福島市松川町浅川字	
- \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	一まか百六十筆郡山市喜久田町早稲原字弥五郎五七―		本宮市青田字大谷下六〇ほか三筆		本宮市青田字古舘四五―一ほか十筆		福島市笹谷字東金屋二八ほか八筆	福島市笹谷学台田三二	THE TO 17 12 12 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17		福島市大笹生字叭内一五		福島市笹谷字中横堀五六ほか二筆		福島市下鳥渡字中谷地二九ほか三筆	福島市佐原字下林二七―一ほか二筆			福島市大森字団子田八二ほか十八筆		一筆 福島市荒井字古内北四七―一ほか三十		福島市松川町字大名一九ほか二十四筆	

福

ほか二筆	共和字西田面一五九				
会津若松市凑町大字静潟字地間二七一	会津若松市奏町大字	荒川洋一	九	字中沢字平沢四四八会津若松市町北町大	木津順一
一ほか十七筆 会津若松市湊町大字共和字向山七一―	共和字西田面五六八会津若松市湊町大字	荒川茂	会湾 老林市 一 筝町 プラブ 帆 写 石 音二 三	字八幡字墓料五七字八幡字墓料五七	
aほか二十三筆 会津若松市湊町大字共和字向山六三―	共和字西田面二七四会津若松市湊町大字	阿部孝二	笑了 てさ し番ミコド		£
会津若松市湊町大字共和字向山 一七	共和字西田面六三四	阿普	西白河郡矢吹町子ハ清水一五五ほか五四ら河郡矢吹町子ハ清水一五五ほか五	西白河郡矢吹町田内熊倉字麦田一匹	角田誠一郎
			西白河郡西郷村大字熊倉字妙見前五〇	西白河郡西郷村大字	宮川 長太郎
一ほか二十筆会津若松市湊町大字共和字寺南三九―	共和字西田面五二四会津若松市湊町大字	浅野 日出子	西白河湘西郷村大字熊倉字カラス四〇	熊倉字麦田三四熊倉字麦田三四	仁平
会津若松市大戸町上雨屋一二二九	雨屋四三七会津若松市大戸町上	二瓶剛史	一ほか四筆一ほか四筆	は 自丁 医 百 下 ここ に ままり ままり ままり ままり ままり ままり ままり ままり ままり ま	
会清著松市大戸町上雨屋一二二八ほか	字高川乙二〇七	· 小山	写目可能互哪寸大名指言字風欠一七)――――――――――――――――――――――――――――――――――――		一 文 推
	P 3		西白河郡西郷村大字熊倉字風吹一六七	西白河郡西郷村大字	須藤 好道
会津若松市河東町広田字原一〇〇	四五—一会津若松市白虎町一	武藤昭夫	か三筆の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の	熊倉字風吹一五〇	市農産
一ほか一筆	重岡倉崎乙九五九	んないされ	5日可以与邓寸で2.842、周之し一ま	毎日可収回収付 マネー 一番と言言語 ニーー	1
	大召称《津牟里丁富	育艮会士	まいて上一逢 西白河郡西郷村大字熊倉字大久保五九	鲁庄字堂崔二—一西白河郡西郷村大字	有限会社 白
六ほか五筆会津若松市門田町大字日吉字小金井七	九字徳久字竹之元五六字徳久字竹之元五六	菊地要一	筆 白河市大信増見字落合二八―一ほか六	見一九一	熊田
三ほか一筆	瀬新田二一会津若松市神指町高	中島 古昌	田村郡小野町大字塩庭字阿勢婦八	庭字永志田七五田村郡小野町大字塩	岩橋
七一ほか八筆会津若松市高野町大字上高野字村内一	字上高野字村内八〇会津若松市高野町大	伊藤由喜	五筆 岩瀬郡天栄村大字沖内字沖田六三ほか	之内字沖内二七岩瀬郡天栄村大字柿	石井拓
○―一ほか十一筆 会津若松市高野町大字上高野字村内二	字上高野字村内三九会津若松市高野町大	伊藤 重明	岩瀬郡鏡石町南町九五―一ほか四筆	三岩瀨郡鏡石町笠石二	飛澤良男

福

295

_																
_	小桧山 豊栄	小桧山 正一	小桧山 昭一	小桧山 駿		[r	見玉 修一	リ 日 後 二		簡ツヤコ		1	一ノ瀬 三男		一ノ瀬浩樹	子 私 裕美
_	共和字西田面五二三	共和字西田面五〇六	共和字西田面二七二会津若松市湊町大字	共和字西田面二七二会津若松市湊町大字	共和字西田面五二九—	共和字大清水一九	会聿告公市奏町大字	共和字西田面四四一	京丰吉公 万 奏丁大字	共和字西田面二六○ 会津若松市湊町大字	共和字西田面三六八	共和字西田面一〇一	i 湊 · 町	四〇一八		共和字西田面六七一会津若松市湊町大字
_	ほか五筆会津若松市湊町大字共和字向田一〇八	か九筆会津若松市湊町大字共和字向田九三ほ	か六十筆会津若松市湊町大字共和字向山六九ほ	か九筆会津若松市湊町大字共和字道上一三ほ	Cほか二十筆 こうせんでしたり	会単告公市奏町大字共和字句山六八――――――――――――――――――――――――――――――――――――	会聿告公市奏町大字原字藁ヶ作三八―	か六筆か六筆	会 生 吉公	一ほか八筆 会津若松市湊町大字共和字道上五六―	aほか十四筆 aほか十四筆	○── 目の七筆	会津若松市湊町大字共和字西田面一〇	X → ≦	か七章会津若松市湊町大字共和字寺南五五ほ	ほか一筆会津若松市湊町大字静潟字地間三〇四
_																
	星幸一	星一夫	長谷川 貞子	三瓶剛一	遠山友一	田中義正		田中晴夫		鈴木 正幸	鈴木 正司	島田弘美		小桧山 義博	小桧山 正司	小桧山春男
-	共和字西田面四七三会津若松市湊町大字	共和字西田面四九八会津若松市湊町大字	共和字西田面四三四会津若松市湊町大字	共和字西田面二五一会津若松市湊町大字	共和字大清水九	共和字西田面六六八会津若松市湊町大字	共和字西田面二四力	演奏 町	共和字西田面二七三	会津若松市湊町大字	共和字西田面五二八会津若松市湊町大字	共和字西田面五一七		共和字西田面三七一 会津若松市湊町大字	共和字西田面三五〇	共和字西田面四四五
_	りほか七筆 会津若松市湊町大字共和字向山六三—	二ほか十一筆<言語をは、「はか十一年)	ほか三筆会津若松市湊町大字静潟字地間三〇六	一ほか十三筆一の場合は一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一	二十二筆会津若松市湊町大字共和字寺南九ほか	一ほか八筆 一会津若松市湊町大字共和字向田一〇五―	にあか 十 (音	まれ上管会津若松市湊町大字共和字向田一〇〇	ほか七筆	会津若松市湊町大字共和字西田面七二	一ほか十筆 会津若松市湊町大字共和字寺田九四―	か七筆か七筆が大字共和字寺南四二は		まか七筆会津若松市湊町大字共和字寺田一〇四	ほか十筆会津若松市湊町大字共和字向田一〇三	一ほか四筆一ほか四筆

福

島

県

j	東條 貞一郎	岩本		金才		田面農産	漢	株式会社く	加藤明男	渡部 伸人	渡部利意	渡部君雄	宮崎伝	星浩	星司	星政治
字台田九三八	喜多方节岩月叮宫聿	字宫東一六六一	等ろうけら 丁子生	太字村中二七三二	等多力は鬼―丁司や	平潟字家ノセト三〇	上 和 宇航 里 鼻 二二	安津若松市湊町大字 会津若松市湊町大字	共和字下馬渡三八会津若松市湊町大字	共和字西田面五〇七	共和字西田面一六五会津若松市湊町大字	共和字西田面三九三会津若松市湊町大字	共和字西田面一六六会津若松市湊町大字	共和字西田面五〇〇	共和字西田面五六二	共和字西田面四八八
重い コンコースイン 田 でもられた ごうまず ーニノ	喜多方市岩目町宮聿字銭坤一六	喜多才计岩月町宮洞守金和一二		語が二筆 語が二筆		一筆	か王筆	会津若松市湊町大字共和字村前二三ほ	会津若松市湊町大字共和字村東一五四	ほか十八筆会津若松市湊町大字共和字滝ノ前七九	一ほか十筆 会津若松市湊町大字共和字寺田九二―	Cほか二筆 会津若松市湊町大字共和字向山六三―	一ほか十筆 会津若松市湊町大字共和字向田九六―	○ほか五筆	一ほか二十四筆 会津若松市湊町大字共和字向山五四—	四―三ほか四筆
—————————————————————————————————————		穴沢		金子		穴澤	日 代	1	譲矢	芳賀	芳賀	鈴木	小林	佐藤	阿部	安藤
木長德		文浩		豊		安夫	第 昭	7	満	正武	耕平	貞喜	郁 男	孝徳	元則	大介
字金森甲五五二字金森甲五五二字	字西町六八二	喜多方市塩川町常世	一字西町デガー	喜多方市塩川町常世		喜多方市塩川町常世	字狸石丙三七九		字中屋敷乙二九一—	享中屋敷乙三○○	字中屋敷乙三四八字中屋敷乙三四八	字中屋敷乙三一一	亨中屋敷乙三○六		川字若宮一三六九宮多方市塩川町四奈	字谷地中三二八四
二ほか十筆 二ほか十筆 二〇二―	二十二ほか五筆	喜多方市一時利用地駒形第二 三二八—	一 ほカバ等	喜多方市一時利用地駒形第二 二四○―	日カ八筆	専多方市一時利用地駒形第二 二四二	ほか十一筆 ほか十一筆	等分方式 51%了 二联名 519年文 二二	十五筆	一筆 - 一筆 - 一筆 - 一筆 - 一筆 - 一章 - 一章 - 一章 -	三十二筆	五筆	四筆四筆の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の	か八筆 喜多方市塩川町四奈川字扇田八―一ほ	一ほか四筆	ほか五筆 喜多方市塩川町遠田字捲原一七二―一

					1111							
 大 庭 裕	渡部賢次	五十嵐 孝市	遠藤 啓彦	後藤孝幸		物江 義明	田沢正人	原農産 塚	大西 尚和	大西司	斎藤	斎藤
磐根字土田三四三一耶麻郡猪苗代町大字	磐根字土田三二九三耶麻郡猪苗代町大字	磐根字土田三三二三耶麻郡猪苗代町大字	谷字村添二三一五 耶麻郡磐梯町大字大	枝字宮在家二一二年麻麻郡磐梯町大字赤	亨東南沢三八二五字東南沢三八二五	沢字竹屋丙四八 喜多方市塩川町中屋	字上村九二六	金橋字金川二○九八 喜多方市塩川町大字	字上村八五七字上村八五七字上村八五七	享上村九三○ 字上村九三○	字上村八七○	字上村八六九
六ほか一筆────────────────────────────────────	○ほか三十筆	甲麻郡磐梯町大字更科字七ツ森七○	一筆 一筆 一条	四筆 四筆 四筆 四筆 四条 四条 一口筆 一口筆 一口	喜多方市一時利用地駒形第二 二八四三	二ほか三十六筆 喜多方市一時利用地駒形第二 一三八―	さまますさまますさまますされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされるされる<!--</td--><td>ほか一筆 喜多方市一時利用地駒形第二 二一三</td><td>一ほか五筆 一ほか五筆 二三九―</td><td>喜多方市一時利用地駒形第二 二五七 喜多方市一時利用地駒形第二 二五七</td><td>ほか五筆喜多方市一時利用地駒形第二 二七三</td><td>喜多方市一時利用地駒形第二 二三五 喜多方市一時利用地駒形第二 二三五</td>	ほか一筆 喜多方市一時利用地駒形第二 二一三	一ほか五筆 一ほか五筆 二三九―	喜多方市一時利用地駒形第二 二五七 喜多方市一時利用地駒形第二 二五七	ほか五筆喜多方市一時利用地駒形第二 二七三	喜多方市一時利用地駒形第二 二三五 喜多方市一時利用地駒形第二 二三五
	01	<u> </u>	か	か		<u> </u>	七	=	作 	七		五
子を		[] 重實	佐賀 久人	五十嵐 孝市	遠藤功	遠藤慶一	扫		阿部達也	大久保 春雄	渡部一和	鈴木博文
磐根字土田三四〇九	野球が着古代で大学	四	路根字易達尺二五五耶麻郡猪苗代町大字	磐根字土田三三二三耶麻郡猪苗代町大字	二 磐根字土田三三八六—	磐根字土田三三二五耶麻郡猪苗代町大字	二四二二四三四年の一二四二四三四十二四二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	『 京都者古代 「大字	三郎字下太子堂三八耶麻郡猪苗代町大字	六 山潟字空窪前一〇一 山潟字空窪前一〇一	川桁字元幸野七二耶麻郡猪苗代町大字	磐根字土田三一五二耶麻郡猪苗代町大字
か二十一筆		『除那者苗弋叮大字锋艮字坤送√——一·	まか十一筆耶麻郡猪苗代町大字磐根字村東一四八耶麻郡猪苗代町大字磐根字村東一四八	か十筆耶麻郡猪苗代町大字磐根字十郎橋五ほ	六十二筆 耶麻郡猪苗代町大字磐根字神送一ほか	か十筆 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	八ほか二筆八ほか二筆	『末耶者首代丁大之三ノ和之尺目四○	耶麻郡猪苗代町沼ノ倉南一ほか五筆	ほか二十七筆耶麻郡猪苗代町大字山潟字山潟東三七	三二ほか五筆耶麻郡猪苗代町大字川桁字家ノ前三六	二―一ほか三筆 耶麻郡磐梯町大字磐梯字七ツ森八〇二

渡辺

清栄

字高寺字舟渡四六六河沼郡会津坂下町大

ほか六筆河沼郡会津坂下町大字高寺字五味四三

		T				.			ı	
神みずほ	賀川	武藤	齋藤	佐藤	株式会社	横山	鈴 木	鈴木	渡部	大庭
がは農場会	博男	健助	文 範	武 喜	社 勝方	盛雄	博 文	吉信	賢次	裕
市中二番甲三五九〇	七 字御池田字石田八七 河沼郡会津坂下町大	一四 字中泉字中屋敷一八 河沼郡会津坂下町大	一字見明字村内一四五字見明字村内一四五	四字長井字花畑二一八河沼郡会津坂下町大	二字勝大字上條一七一河沼郡会津坂下町大	一 字中泉字毘沙田四四— 字中泉字毘沙田四四—	磐根字土田三一五二耶麻郡猪苗代町大字	磐根字土田三四〇三耶麻郡猪苗代町大字	磐根字土田三二九三耶麻郡猪苗代町大字	磐根字土田三四三一 磐根字土田三四三一
五ほか二十三筆河沼郡会津坂下町大字御池田字御池二	八ほか二筆	一ほか一筆一一年か一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一	一ほか五筆 一日か五筆 一日か五筆	四五―一ほか四十一筆 河沼郡会津坂下町大字長井字新田東一	ほか二十筆河沼郡会津坂下町大字勝大字東原二一	五五―一ほか五筆 河沼郡会津坂下町大字中泉字中政所西	一ほか五筆 『甲麻郡猪苗代町大字磐根字十郎橋一〇―』	か十筆 耶麻郡猪苗代町大字磐根字十郎橋二ほ	十五筆・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一ほか二十三筆 一ほか二十三筆

五十嵐

富夫

原字持石四七—二大沼郡昭和村大字両

志保原

夫

戸字石生甲一九〇七河沼郡柳津町大字郷

ほか二筆 河沼郡柳津町大字郷戸字米野一三―一

大沼郡昭和村大字佐倉字馬場四

蓮沼

哲

字金上字東村八四河沼郡会津坂下町大

七ほか七筆

河沼郡湯川村大字熊ノ目字中ノ目西七

本名

昭司

倉字馬場七四二 大沼郡昭和村大字佐

九筆 大沼郡昭和村大字佐倉字三百苅七ほか 三澤

功

河沼郡湯川村大字熊

三ほか五筆河沼郡湯川村大字熊ノ目字中ノ目東四

ノ目字居花一四一二

遠藤

和栄

字新開津字村内五河沼郡会津坂下町大

二四ほか五筆

河沼郡会津坂下町大字新開津字大戸前

猪俣

正彦

字樋島字上野二二二河沼郡会津坂下町大

○ほか二筆

島

県

報

認可年月日

北のオリーブ

鍛冶内二九いわき市平下平窪字

ほか九筆 いわき市四倉町玉山字宇ノ淵二三―一

んべい 有限会社

重岡字倉崎乙九五九大沼郡会津美里町福

三筆 大沼郡会津美里町氷玉字岩室七二ほ

か

ご

リーンファー 棋式会社 グ

八 中津川字宮田二五四中津川字宮田二五四

一ほか三筆大沼郡昭和村大字松山字上新田

五

ム

平成二十九年五月二十六日

(農業担い手課)

平成29年5月26日 金曜日

公

公告第116号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける荷役機械建造工事(コンベア設 備他)の請負について、公募型プロポーザル方式(技術提案書(機械の仕様等)及び工 事に要する費用の参考見積(以下「見積書」という。)を公募し、当該工事にふさわしい 総合的に優れた技術提案書及び見積書を提出した者を随意契約の相手方とする方式)に より当該工事に係る契約の見積人を選定するので、次のとおり公告する。

平成29年5月26日

福島県知事 内 堀 雅 雄

工事概要

- (1) 調達をする建設工事の件名及び数量 小名浜港・荷役機械建造工事 (コンベア設 一式 備 他)
- 工事名 荷役機械建造工事(コンベア設備他)
- (3) 港名 小名浜港
- 工事箇所 福島県いわき市小名浜字高山地先 (4)
- 工事内容 (5) ベルトコンベア 一式、トラック積みホッパ 一基、アンローダ 基
- (6) 履行期限 平成31年12月27日
- 参加資格

技術提案書及び見積書(以下「技術提案書等」という。)を提出する者(以下「提 出者」という。) は、(1)に掲げる条件を全て満足している共同企業体(2以上の者が 当該プロポーザルに係る業務を共同連帯して請け負う場合における当該共同連結関係 にある各者により構成される企業体をいう。以下同じ。)又は(2)に掲げる条件を全て 満足している単独の者であること。

- (1) 共同企業体の資格要件
 - ア 構成員の全てが(ア)から(オ)までに掲げる条件を全て満足している者であること。
 - (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者 であること。
 - (イ) 評価基準日(平成29年7月4日(技術提案書等の提出期限の日))に福島県

建設工事等入札参加資格制限措置要綱(平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達)に基づく入札参加資格制限措置中の者でないこと。

- (ウ) 機械器具設置工事業 (建設業法 (昭和24年法律第100号) 別表第1の機械器具設置工事の項に規定する機械器具設置工事業をいう。) に係る同法第15条の特定建設業の許可を受けている者であること。
- (1) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあっては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」(平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知)により資格の再認定を受けた者であること。
- (オ) この公告の時点において有効な、かつ、最新の建設業法第27条の23第1項の審査を受けていること。
- イ 構成員は、2者又は3者であること。
- ウ 共同企業体の運営について必要な事項を定めた協定書を締結している者である こと。
- エ 構成員において決定された代表者が、ウの協定書において明らかな者であること。
- オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件プロポーザルに参加しないこと。
- (2) 共同企業体でない単独の者の資格要件
 - ア (1)のアの(7)から(1)までに掲げる資格要件を全て満足する者であること。
 - イ 共同企業体の構成員として本件プロポーザルに参加しない者であること。
- 3 技術提案書等の評価基準及び選定の方法

荷役機械建造工事(コンベア設備他)公募型プロポーザル方式募集要領(以下「募集要領」という。)による。

- 4 参加の手続
 - (1) 問合せ先

郵便番号971-8101 福島県いわき市小名浜字辰巳町56番地

福島県小名浜港湾建設事務所建設課

電 話 0246-53-7146

(2) 募集要領、各種様式等の配布

ア 配布期間

平成29年5月26日(金)から同年6月7日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

- イ 配布場所
 - (1)に掲げる場所において手交し、又は郵送する。

なお、福島県小名浜港湾建設事務所ホームページ (http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41400a/) からダウンロードして入手することができる。

- ウ 配布方法
 - (ア) 手交を希望する場合

電子データ保存用の未使用の C D - R e $^{(1)}$ に掲げる場所に持参すること。 C D - R e q 製し、手交する。

(4) 郵送による配布を希望する場合

表に「荷役機械建造工事(コンベア設備他)公募型プロポーザル方式募集要領等請求用封筒在中」と明記した封筒に、電子データ保存用の未使用のCD-Rと返信用の封筒(日本工業規格A列4番の大きさの用紙が20枚程度入る大きさの封筒に必要額の郵便切手を貼付の上、返信先を明記)を同封し、一般書留又は簡易書留郵便で(1)に掲げる場所に郵送すること。CD-Rに複製し、返送する。配布期間内の消印のあるものに限り有効とする。

(3) 質問書

技術提案書等の作成又は提出に関し疑義があるときは、次に定めるところにより質問書を提出し、回答を受けることができる。

ア 提出期間

平成29年5月26日(金)から同年6月1日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 提出方法

(1) に掲げる場所に持参又は郵送によるほか、ファクシミリ(0246-53-7130)又は電子メール(onahama.kouwan@pref.fukushima.lg.jp)によって提出することができる。ただし、ファクシミリ又は電子メールによる場合は、必ず質問書送信の旨を電話により連絡し、後日、質問書を持参又は郵送により提出すること。

ウ回答

質問に対する回答は平成29年6月6日(火)から同年7月4日(火)までの間、福島県小名浜港湾建設事務所ホームページ(http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41400a/)に掲載するほか、書面による回答を希望する者には(1)に掲げる場所において回答書を手交する。

- (4) 技術提案書等の提出
 - ア 提出期限

平成29年7月4日 (火) 午後5時まで

- イ 提出方法
 - (1)に掲げる場所に持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送による場合は、書留によるものとし、提出期限内必着とする。
- ウ提出書類
- 募集要領による。
- (5) 見積書の徴取

3に定めるところにより選定された工事請負候補者から、当該契約に係る見積書を徴取する。

- 5 その他
 - (1) 技術提案書等の提出の無効

次のいずれかに該当する場合、技術提案書等は無効とする。

- ア 提出者が2に定める参加資格等を満たしていない場合
- イ 同一の者が2つ以上の技術提案書等を提出した場合
- ウ 技術提案書等の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合(技術提案書等に参加資格の確認のための書類及び技術提案書等の内容を確認するための書類が添付されていない場合を含む。)

なお、提出期限の日までに技術提案書等が到着しないことを理由に技術提案書等を無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達の記録を有さない者からの異議は受け付けない。

- エ 技術提案書等の作成様式及び募集要領に示された条件に適合しない場合 (評価項目を 0 点とするなどの無効以外の取扱いが示されている条件を除く。)
- オ 虚偽の内容が記載されている場合
- カ 技術提案書等の提出から契約までの間に、実施体制に記載した提案担当技術者が本工事に携わることが困難となった場合(病気、事故、退職等やむを得ない事情がある場合を除く。)
- キ 募集要領に定める手続以外の手法により、審査委員又は関係者に技術提案書等 に対する援助又は問い合わせを直接的又は間接的に求めた場合
- ク ヒアリング当日に出席しなかった場合 (交通事故、自然災害等の不測の事態が 発生し、ヒアリング開始時刻に到着できなかった場合を除く。)
- (2) 契約保証金

契約相手方となった者は、福島県工事請負契約約款(平成8年3月29日付け財第175号総務部長依命通達)の規定により、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(3) 契約の成立

本工事の契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年福島県条例第21号)第2条の規定に基づき、福島県議会の議決を得たときに成立するものとする。ただし、契約の相手方の決定後、議決までの間に契約の相手方(法人である場合は、法人の役員又はその使用人)が逮捕されるなど反社会的な行為等があり、その者を契約の相手方とすることが適当でないと認めるときは、契約を締結しない。

- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 詳細は、募集要領等による。
- 6 Summary

- (1) Nature and quantity of the contract: The construction work of the Bulk cargo handling machinery (Conveyor equipment, etc.) on the Port of Onahama
- Time-limit of proposals: 5:00 p.m., 4 July 2017
- (3) Contact point for the notice: Onahama Port Facilities Construction Office, 56 Tatsumi-cho, Onahama, Iwaki-shi, Fukushima 971-8101 Japan TEL0246-53-7146

(小名浜港湾建設事務所)